第三十八条の三　旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶の義務船舶局等には、次の各号に掲げる設備を同時に六時間以上（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、一時間以上）連続して動作させるための電力を供給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。

［一　略］

二　次に掲げる無線設備のいずれかのもの

［イ・ロ　略］

ハ　船舶地球局の無線設備（施行規則第二十八条の二第一項の船舶地球局のものに限る。）

［三　略］

（船舶地球局等の無線設備の条件）

第四十条の四　船舶地球局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～六　略］

［2・3　略］

4　非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により海岸地球局と通信を行う船舶地球局の無線設備であつて、一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものは、第一項第一号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、複信方式であること。

二　船舶地球局が使用する周波数は、海岸地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

三　送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。

四　前二号に定めるもののほか、総務大臣が別に告示する技術条件に適合すること。

5　高機能グループ呼出受信機は、第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～三　略］

［四　第二項第二号に掲げる条件（インマルサット高機能グループ呼出受信機に限る。）

五　第一号から第三号までに定めるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

6　［略］

第四十五条の二十二　航空機地球局の無線設備であつて、一、六一八・二五MHzを超え一、六二六・五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　通信方式は、複信方式であること。

ロ　航空機地球局が通信のために使用する周波数は、航空地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

二　送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。

三　前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第三十八条の三　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　インマルサット船舶地球局の無線設備（施行規則第二十八条の二第一項の船舶地球局のものに限る。）

［三　同上］

（インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件）

第四十条の四　インマルサット船舶地球局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～六　同上］

［2・3　同上］

［新設］

4　インマルサット高機能グループ呼出受信機は、第一項各号（第二号及び第三号を除く。）及び第二項第二号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～三　同上］

［新設］

四　前三号に定めるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

5　［同上］

［新設］